

第33回西日本高等学校選抜卓球大会

宿泊・弁当申込要項

謹啓 皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本大会開催にあたりまして、ご来場される皆様のご宿泊・お弁当の手配を東武トップツアーズ(株)松江支店にて担当させて頂くことになりました。

ご参加されます皆様が全力で競技できますよう、万全の体制で取り組ませて頂きます。

また、下記のご案内を参照の上、別紙申込書にご記入頂き、期日までにお申込くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

1. 総則

- (1) この要項の対象者は第33回全国高等学校選抜卓球大会中国地区予選会に参加する選手・監督・引率とします。
- (2) 宿泊・弁当業務の取扱いは実行委員会様より委託を受けております『東武トップツアーズ(株)松江支店』が担当させていただきます。

2. 宿泊のご案内 ※宿泊は東武トップツアーズ(株)松江支店が企画・実施する募集型企画旅行となります。

- (1) 宿泊設定日：1月3日（水）・4日（木）2泊
- (2) 旅行代金：お一人様あたり1泊朝食・1泊2食（税金・サービス料込）の料金です。
- (3) 最少催行人員：1名（添乗員同行いたしません）

『宿泊施設一覧表』

ホテル記号	地区	宿泊施設名	部屋タイプ	旅行代金 (1泊朝食)	旅行代金 (1泊2食)	会場（松江市総合体育館）まで所要時間
A	松江駅	松江アーバンホテル	シングル	9,000円		車 約3分
B	松江市	ホテルルートイン松江	シングル	10,500円		車 約3分
C	松江 しんじ湖温泉	松江ニューアーバン ホテル本館	シングル ツイン	12,000円		車 約5分
D	松江市	レインボープラザホテル	シングル ツイン 和室		10,000円	車 約5分

- 宿泊については別紙の旅行条件書を予めご確認のうえお申込ください。
- 上記『宿泊施設一覧表』をご参照いただき申込用紙には必ずご希望の記号を『第1～3希望』までご記入ください。
- 【旅行（宿泊）代金】には個人的費用（電話代、飲物代等）は含まれておりません。各自チェックアウトの際にご精算ください。

●配宿については申込順に配宿させていただきます。

ご希望を配慮させていただきますが配宿の都合によりやむを得ず希望外への割当を行う場合がございます。

※宿泊100名程度が泊まれるよう確保しています。それ以上の申込があった場合上記以外の宿泊施設をご案内になる場合もございます。予めご了承ください。

●ホテルルートイン松江の朝食はホテルによる無料サービスです。

●部屋タイプについて洋室はシングル・ツインの利用となります。

洋室・和室とも定員利用となります。

●部屋割りに関しては一任させて頂きたくお願い申し上げます。ご引率者様・生徒様ともに男女別毎の部屋割り、また引率者様と生徒様が同室となることがないように致します。

引率者様についても同性で複数名（同一学校内で）の場合、ツイン・トリプル等を定員利用でご案内する場合がございます。

予めご了承ください。

●宿泊設定日以外の宿泊を希望される場合は、申込書備考欄へご記入お願いいたします。

●原則としてチェックインは15:00以降、チェックアウト10:00までとなります。それ以前、以降のご利用については追加料金が発生する場合がございます。

●宿泊施設で駐車場をご希望の方は、利用施設へ直接お問い合わせ、お支払いください。

●大会期間中、宿舎から会場までの移動は各チームにてお願いいたします。

※申込後、**宿舎名・住所などの『回答書・請求書』を12月15日（金）までに申込責任者様宛にご案内いたします。**

3. お弁当のご案内 ※旅行契約に該当しません。

(1) お弁当設定日：1月4日（木）・1月5日（金）2日間

(2) お弁当料金：おひとつ当たり800円（税込・お茶付き）

(3) 引渡場所：大会会場内ツアーデスクにて

(4) 引渡時間：11:00～13:00

(5) 回収時間：15:00まで※空箱を引渡場所までご持参ください。一般ゴミの回収は行いません。

※15:00までにお持ちならなかった際は、会場での処分はできませんので、お持ち帰りいただき適正な処分をお願いします。

●お弁当の当日販売は行いませんので必ず事前にお申してください。

●お弁当受取後はすみやかにお召し上がりください。

4. お申込について

別紙、旅行条件書を予め確認し『宿泊・弁当申込書』に必要事項をご記入の上、学校単位で申込締切日までに東武トップツアーズ松江支店へFAXまたはメールにてお申してください。

申込締切日：12月1日（金）

5. お支払について

『回答書・請求書』到着後、内容を確認の上「東武トップツアーズ(株)松江支店」へ下記期限までにお振込みくださいますようお願い申し上げます。

お振込み締切日：12月22日（金）

※領収書発行については「振込控」をもちまして領収書に代えさせていただきますが、領収を分ける必要がある学校様は

『回答書・請求書』郵送時に『領収書発行依頼書』を同封しますのでFAXまたはメールにてご依頼ください。

6. 変更・取消について

申込後の『変更・取消』につきましては、東武トップツアーズ(株)松江支店までお申し出ください。

大会期間中は、会場内ツアーデスクにて承ります。

営業時間外にご連絡いただいた際は、翌営業日の処理となります。予めご了承ください。

※お申込後の変更・取消につきましては事故防止のためFAXまたはメールでのみの対応とさせていただきます。

宿泊（旅行）取消料

取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目～2日目にあたる日以降の解除	旅行代金の30%
旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金100%

※宿泊について、契約成立以降に解除の場合、1泊ごとに上記取消料を申し受けます。

※宿泊当日に12時までにご連絡がない場合、無連絡不泊として扱い100%の取消料を申し受けます。

※1月3日（水）は支店休業日となりますが、会場内にてツアーデスクを設けておりますので宿泊の取消・変更はツアーデスクにてお申し出ください。（ツアーデスク対応時間 11時～17時）

※変更・取消による精算は金銭事故防止の観点から大会終了後に振込精算させていただきます。

弁当取消料

取消日	取消料
12月21日（木）までの取消	無料
12月22日（金）以降	100%

※弁当個数減の場合も上記適用となります。

個人情報の取扱いについて

旅行申込の際にあたり、提出頂いた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させて頂く他、お客様がお申込頂いた旅行において運送、宿泊機関、手配代行等々の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領の他の手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

《お申込・問い合わせ先》

【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第38号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

東武トップツアーズ(株)松江支店

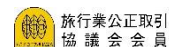
〒690-0061 島根県松江市白潟本町13-4大樹生命ビル7階

TEL:050-9002-5456 FAX:0852-23-0433

営業日：平日（土日祝日・年末年始12/30～1/3休業）営業時間：9:30～17:30

担当者：妹尾 明尚 総合旅行業務取扱管理者：落水 要

MAIL：akihisa_seno@tobutoptours.co.jp



【客国23-362】

旅行条件 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社松江支店(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面(最終日程表)、並びに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。

(2) 所定の申込書によりお申込みください。

(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

(4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「申込要項」『5,お支払について』の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

「申込要項」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。

天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

5、旅行契約の解除

(1) お客様は、「申込要項」『6、変更、取消しについて』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日は、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)

(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地的滞り時間の短縮

8、旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同額又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外来の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10、お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けれます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報を伺っております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2) この旅行条件・旅行代金は 令和5年11月1日現在を基準としております。

●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施観光庁長官登録旅行業第38号】



松江支店

松江市白湯本町13-4大樹生命ビル7階
TEL : 050-9002-5456 FAX : 0852-23-0433
営業日: 平日(土日祝日・年末年始12/30～1/3休業)
営業時間: 9:30～17:30
一般社団法人日本旅行業協会正会員/ボンド保証会員
総合旅行業務取扱管理者: 落水 要

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。